

(第4回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 7 月 3 1 日
契 約 業 者 名	(株) 水文環境
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田平河町 1 番地
業 務 の 名 称	R 6 利根川下流管内上流部断面流速把握業務
業 務 場 所	利根川下流河川事務所管内
業 種 区 分	測量
業 務 概 要	水位データ収集整理（水位データ収集整理一式、水位計メンテナンス一式） 履行期間 1 1 2 日間延長
履 行 期 間（自）	令和 6 年 4 月 1 9 日
履 行 期 間（至）	令和 7 年 1 1 月 2 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 8, 6 7 7, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 1, 7 1 6, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	3 0, 3 9 3, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	別紙のとおり

変 更 理 由

1. 水位データ収集整理（増工）

・簡易水位計の水位観測データはデータ保存容量の仕様上4～5か月おきにデータの収集実施が必要である。

別途発注手続きを行っていたR7利根川下流管内上流部断面流速把握業務での実施を予定していたが入札が不落となり、欠測を避けるため本業務にて水位データ収集整理を増工する。

・河口部に設置の簡易水位計においては、付着した貝がセンサーを閉塞する場合があるため、年に1回程度除去作業が必要である。別途発注手続きを行っていたR7利根川下流管内上流部断面流速把握業務での実施を予定していたが入札が不落となり、欠測を避けるため本業務にて水位計メンテナンスを増工する。

2. 履行期間

上記業務の追加と、出水発生時に速やかに高水流量観測を実施する体制の構築が必須であることを考慮し、履行期間を元設計より112日延長し、令和7年11月20日までとする。

（元設計：令和6年4月19日から令和7年7月31日まで）

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 9 日
契 約 業 者 名	(株) 水文環境
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田平河町 1 番地
業 務 の 名 称	R 6 利根川下流管内上流部断面流速把握業務
業 務 場 所	利根川下流河川事務所管内
業 種 区 分	測量
業 務 概 要	1. 合成流量データ作成一式 2. 水位流量曲線作成一式 3. 履行期間 6 2 日間延長
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 4 月 1 9 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 7 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 6 , 6 4 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 , 0 3 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 8 , 6 7 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	別紙のとおり

変 更 理 由

1. 合成流量データ作成（増工）

当初予定していたデータ作成に加えて、令和6年分の時刻流量データ作成と、令和5年分の時刻流量データ登録の必要性が生じたため、合成流量データ作成を増工する。

2. 水位流量曲線作成（増工）

当初予定していた令和5年分のデータ作成に加えて、令和6年分のデータ作成の必要性が生じたため、水位流量曲線作成を増工する。

3. 履行期間

上記業務の追加を考慮し履行期間を元設計より62日延長し、令和7年7月31日までとする。
(元設計：令和6年4月19日から令和7年5月30日まで)

[標準様式例7-2]

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 2 3 日
契 約 業 者 名	(株) 水文環境
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田平河町 1 番地
業 務 の 名 称	R 6 利根川下流管内上流部断面流速把握業務
業 務 場 所	利根川下流河川事務所管内
業 種 区 分	測量
業 務 概 要	1. 流量観測 (減工) 2. 水位計データ収集整理 (増工) 3. 電波流速水位計による流量観測 (増工) 4. 履行期間 (延長)
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 4 月 1 9 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 3 月 2 5 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 8, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 7, 9 4 2, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 6, 6 4 2, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 流量観測 (減工) ADCP本観測について対象となる出水がなかったことにより精算変更する。 2. 水位計データ収集整理 (増工) 不具合のある水位計の更新を行う。 3. 電波流速水位計による流量観測 (増工) 流量観測の高度化・自動化を進めるにあたり、専門家の助言を受け電波流速水位計による観測が必要であるため増工する。 4. 履行期間 上記業務の追加を考慮し工期期間を 2 5 日間延長し、令和 7 年 3 月 2 5 日までとする。 (元設計：令和 6 年 4 月 1 9 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで)